

Title	地代概論 (一)
Sub Title	
Author	増井, 幸雄
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1916
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.10, No.1 (1916. 1) ,p.61- 73
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19160101-0061

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

▽市内及郡部は御報次第見本豊富に持参御高覽に可供候
▽地方は大略價格は命令御報被下候は、見本及容易なる採寸方法書相送り可申候

昇龍的氣運横溢せる一九一六年に
總てを贏ち得んと欲せば
須く其服装は
其型の最優秀なる澤田へ命せらる
を最優利なりとす。



謹賀新禧

併テ三田文藝ノ隆盛ヲ祝ス

以御蔭同風の御慶に浴し候段偏に各位御眷顧の賜と一
門厚く御禮申上候尚ほ一層堅實なる營業振を以て諸賢
に相見へ申度候間何卒倍舊の御用命奉冀望候

大正五年一月元旦

東京銀座通
尾張町

澤田洋服店

電話新橋二三三七
振替口座八八二八

雜錄

地代概論(一)

増井幸雄

緒言

大正三年から四年へかけての我が經濟學界は地代に關する多數の研究論文を生んだ。予輩の眼に觸れたものゝみでも『京都法學會雜誌』に表はれたる瀧法學士の「地代の研究」(九卷八、九、十一號)、戸田博士の「地代の性質」(九卷十、十一號)、河上博士の「戸田教授の地代説に就て」(十卷二號)、河田學士の「地代の性質に就て」戸田教授に質す(十卷二、四號)、『經濟論叢』に公にせられたる戸田博士の「地代の性質に就て」(一卷一號)、並に本誌に於て發表されたる高城

第十卷 (六一) 雜錄 地代概論

ドクトルの「地代と價格との關係」(九卷四、五號)、「ブカナン教授の“A Modification of the Ricardian Theory of Rent」(九卷五號)、島文獻氏の「リカルド分配論特に地代論の研究」(九卷四、五、六號)の八篇を數へて居る。豊作の二年續いたのは我國の農業のみではなく、地代論の研究も亦豊作二年續きの盛況を示して居ると云ふのは偶然とは云へ又奇しき一致と云はざるを得ない。何れにしても盛んなりと云ふべきである。予輩此の豊作を眼前に見ながら今茲に又々同種の問題に就て一文を物せんとするのは敢て右掲げたる諸氏の高論を批評せむが爲めではない、又是等の間に起つて主張すべき持論を有するが爲めでもない、唯々年來地代論の研究には多少の興味を感じて居るが爲めに多少讀書思索を試みたこともあり又先年本誌上(八卷六號)に於て地代論研究の一部として「地代と穀價」どの關係に就ての卑見を述べたこともあつたや

第一號 六一

うな關係からして、右の如き地代論豊作を見るにつけても前年來感じ來つた所の興味が再び頭首を擡げ茲に自分の是まで抱いて居つた斷片的な考を一つに纏めて見たい、そして先覺の叱正を仰ぎたいと云ふ小さな希望に驅られて然るに過ぎないのである。それ故に前記の諸論文を批評することは避けて、唯自分が現在懷いて居る所の考と讀書涉獵の間に得た所とを併せて一文を綴るといふに止めて置かうと思ふ。

一 地代の意義

從來地代なる語は廣狹二様の意義に用ひられ來つたものであつて、廣義に解する者は之を以て土地の使用に對する報酬なりとなし、狹義に解する者は之を以て土地固有の力の使用に對する報酬なりとなして居る。換言すれば一は土地の使用料を以て地代なりとなし、他は土地の使用料の中に土地に自然固有なる力の使用に對するの報酬たる部分のみを目して地代なりとな

し、地代は自然其の土地の實際の事情の下に於て借地人の支出し得る最高のものたるべし (Hobbes, p. 128) と云つて居る所、就中予が右引用文に於て黒點を施したる部分よりして考へて見れば、*ミス*は廣義説を唱へたものと見ることが出来る。之に反して *リカード* は狹義の見解をとり、而も之を最も明白に云ひ表はして居る。曰く、「地代とは土地の生産物の中、固有不可壞なる地方の使用に對して地主に向つて支拂はるる部分を云ふ」と。(The Principles of Political

Economy and Taxation. Ashley's Edition. p. 51) 而して是れ *リ*氏以後今日に至るまで大多數の學者の抱懷する所の見解である。然しながら予輩は寧ろ廣義の見解を採り、地代とは一般に土地の使用に對する報酬、即ち土地の與ふる便益貢獻の利用に對する報酬として地主に向つて支拂はるるものなりと云はうと思ふものである。而して茲に所謂土地とは、云ふまでもなく、天然

して居るのである。アダム・ミスは或る個所に於ては「凡て土地より生ずる収益は地代と稱せられ地主に歸屬す」(Wealth of Nations. Ashley's Edition. p. 50) と云つて恰かも狹義説に近い見解を採つて居つたかの如き觀があるけれども、他の個所に於て「何れの國にても土地が凡て私有財産となり了るや、地主は他の凡ての人と同じく自ら播かざる所に苛らむことを好み、土地の自然的生産物を採取するに對してすら地代を要請す。……然るときは人は是等を採取するの許諾に對して支拂ふ所なかるべからず。是等を貨幣、勞働又は其他の財に對して、之が集取の勞働及び此の勞働を用ふる資本の利潤に相當する以上に交換し、その一部をば前記の許諾に對する代價として控除せざるべからず。これ最初の地代を構成するものなり」(Ibid. p. 50) と云ひ、又地代を論ずるの節の劈頭に於て「土地の使用に對する代價として考へらるる

その儘の土地換言すれば固有の力のみを有して毫も人力に負ふ所なき土地を意味するにあらざして、現在の状態に於ける土地を指すものである。詳しく云へば、土地は自然固有の儘の土地にても可なり、又人力によりて改良美化されたものにてても不可なし、地方が固有なると改良の結果として生じたものなるとの如何を問はず、苟も現在其の在るが儘の状態に於ける土地を指して云ふものに外ならないのである。

地代を狹義に解せむと欲する者の論據とする所は、若しも地代を廣義に解する時はその地代なるものの中には資本の利子を包含して居るといふにあるのである。*リカード* は前掲の定義に語を繼いで廣義の解釋を難じて次の如く云つて居る。「されど地代は屢々、資本の利子及び利潤と混在す、而して通俗の言語に於ては此の語は年々農夫より地主に支拂はるるものは何物にあり之に適用せらる。若し面積も自然的豊度も相

等しき隣接せる二個所の耕地の中、一は凡ての農業用建物の便宜を有する外に排水も施肥も適當に行はれ生垣・垣・壁等によりて有利に區劃を施されあるに反して他は何等斯の如き便宜を有せずとせば、自然一方の使用に對しては他方の使用に對してよりも多大の報償支拂はるべし、而も何れの場合に於ても此の報償は地代と稱せらる。されど改良せられたる耕地に對して年々支拂はるゝ貨幣の一部分のみが固有不可壞なる地方に對して與へらるゝものにして、其の他の部分は土地の品質の改良及び生産物の保存に必要なる建物の建設に用ひられたる資本の使用に對して支拂はるゝものなること明かなり。アダム・スミスは地代なる語をば時々は予が定めむと欲するが如き嚴格なる意義に於て用ひ居れるも、之を日常用ひらるゝが如き通俗の意味に於て用ふることに一層屢、なり (Ibid. p. 51-52) 也。即ち之によつて見ればリ氏は第一には灌溉施肥

である。従つて此の場合の報酬は土地に對する報酬と資本に對する報酬とより成立して居ることとは云ふまでもない。或は世俗の貸借當事者間に於ては斯る設備を獨立の資本として考へず之を土地の當然の附屬物と考へ斯る場合の貸借をば單に土地の貸借と考へるの結果として此の報酬を土地の使用料なりと考へたり云つたりすることがあるかも知れぬが、是は經濟學上から見れば許すべからざる見解である、經濟學上から見れば土地の使用料と云へば斯る設備資本から離れたる土地のみの使用に對する報酬でなければならぬ。之を農業上に於ける土地貸借の場合に就て云へば農場の使用料ではなくして農地の使用料でなくてはならない。同一の言葉でも世俗に於ける使ひ方と經濟學上に於ける使ひ方とはその意味する所は必ずしも同一ではないのである。然るにリカードがスミスの此の語を用ふるに際して意味する所は通俗の使ひ方に於

等に投入したる費用をも農業用建物及び垣などと同じく之を資本なりと認め、第二には廣義説による土地なるものは是等の資本を包含して居ると認めて、所謂土地の使用料なるものの中に是等の資本に對する利子を含んで居ると云つて非難するのである。然し此非難には當らざる所が甚だ多い。第一の論點の當否は暫らく措くとするも第二の論點に於てはリカードが認めて以て廣義説の缺點なりとする土地と資本との混同なる誤謬に彼れ自らが陥つて居るが如くに思はれるのである。彼が土地の改良として擧げたるものゝ中で農業用建物や垣などは明かに資本に屬するのであつて、此の事は何人と雖も承諾する所である、(第一の論點を是認するとすれば排水施肥等も資本に屬することになるがその當否は後段に述べる)、故に斯る設備ある土地を貸借する場合にはそれは單に土地のみを貸借するのではなくして土地と同時に資本をも貸借するの

て意味する所と同一であるとなして此の點に於て廣義説を非難したのはリカードの諷刺曲解或は誤解にあらずんば即ち彼れ自らが經濟論を行ふに當つて土地なる語を世俗に於て用ふるが如き意味に於て使用したといふ誤謬から出たものとも見られやう。フオン・チユーネンが其の著『孤立國』に於て「スミスの所謂地代は農場の地代 (Gutsrente) にして農地の地代 (Grundrente od. Landrente) にあらず、」云々して居る (Dieht u. Mombert: Ausgewählte Lesestücke zum Studium der Politischen Oekonomie. Bd. III, Grundrente. S. 97 ff.) のも之と同様の非難を免れまいと思ふ。何れにしても地代は土地の使用料なりと解する場合に於ては其の中には農業用建物とか垣とか其他の設備資本の使用料たる利子は含まれては居らないのである。故に「廣義説による地代の中には利子を包含す」といふ非難を試むる場合に於て、若し其の謂ふ所の利子なる

ものにして現に資本たるものに對するものを意味するものとすると、此の非難は全く的外れて居る、通俗の意味に於ける此の語の使用を排するには役立つべきも其の經濟學上に於ける使用を排するには何等の權威もないのである。此の點に就てはミルは次の如く云つて居る、「地代なる名稱の下には通例固有の地力に對するの報償たらずして土地に費されたる資本に對するの報償たる幾多の支拂包含せらる。此の資本支出の結果として生ずる附加地代は或る人々の意見によれば地代にあらずして利潤と見做すべきものなりとせらる。されど此の説を是認するに先ちて一の區別を立つることを要す。借地人の年々支拂ふ所のもの、中には殆ど常に農地に設けられたる諸建物、詳しく云へば單に穀倉廩舎其他の屋外建物のみならず、垣その他は申すに及ばず住居すべき家屋等に至るまでの諸設備に對する報酬を包含す。……是等の

建物の農地と區別せられたる別個の一物たること農地に於て用ひらるゝ家畜又は材木の然ること毫も異なる所なく、是等に對して支拂はるゝものものを地代と稱すべからざること猶ほ(地主が家畜をも供給すべき慣習ある場合に於て)家畜に對する報酬を地代と呼ぶこと能はざるに同じ。建物は家畜と同じく土地にあらずして資本なり、而して是等に對してなざるゝ凡ての支拂は正に利子たるなり」(J. S. Mill: Principles of Political Economy. Ashleys Editor. p. 420-30)。かくて近來の狹義論者は廣義説に對する非難に於て、リカードとは異なつて現に資本たるもの並に之に對する利子に就て云爲することを已めて、専ら施肥排水等に投じたる資本に就て云爲するやうになつたのである。

化せられたるものである、世人の所謂土地なるものは本來自然の土地にはあらずして實は自然の土地と資本との結晶體に外ならざるが故に、現在の土地の使用に對する報酬は元來の土地そのものに對する報酬の外に猶ほ過去の投入資本に對する報酬を包含して居る、地代を單純に土地使用料と定義し去るは即ち元來の土地に對するの報酬たる眞の地代と過去の資本に對するの報酬たる利子とを混同し土地と資本との區別を曖昧ならしむる所以であるから、宜しく地代の意義を狭く解して天然自然の儘なる土地の使用に對する報酬、即ちリカードの所謂固有にして破壊すべからざる地力の使用に對する報酬、と解すべきである、と。津村博士が「廣義の地代とは土地の使用に對する報酬をいふ。之を以て廣義の地代は彼の小作料又は借地料と同一義にして自然の儘なる土地の使用料のみならず又開墾、施肥、排水、灌漑、道路、堤防等直接間

接に其の上に放下せる資本の利子をも含む。換言すれば單純なる『土地所得』のみならず又『資本所得』をも含むものなり。世俗に所謂地代なるもの之に當る。次に狹義の地代とは純粹なる土地の所得にして自然の儘なる土地の所有に基づき發する所得なり。詳言すれば土地の上に放下せる資本勞力の成果にあらずして純然たる土地の自然的生産力に基づき土地其物の所有に發する所得を云ふ。經濟學上所謂『地代』なるもの即ち是なり(訂正増補國民經濟學原論下卷四八二頁)と云つて居られるのも之と同様の見解に外ならないのである。

今日の土地殊に舊開國の舊開耕地は自然の儘の土地ではなくして過去に於て幾多の資本勞働を以て美化されて居るものなることは何人も認むる所であつて、論者の言は一應傾聴すべきが如くである。然しながら試に一町歩の土地を採つて考ふるに其の中果して何れの部分が又は幾

何が自然の儘の部分であつて而して何れの部分
 が又は幾何が人爲に基づいて美化された部分な
 るかを知ることが出来ぬ。是れ、改良の爲めに
 投入されたる労働や資本は其の投入されたる生
 産期限りに於て既に労働たり資本たるの性質を
 失ひ今や労働としての存在・資本としての存在
 を有して居らないからである。そは土地と不可
 分的に結合して今や化して土地そのものゝ一部
 を構成して居るのであつて、是等の過去に於て
 資本たりしものに對する報酬も土地の自然の儘
 なる部分に對する報酬と結合して全く同一の法
 則に支配せられるのである。例へば埋立地の如
 きは他の新開地に比すれば殆んど全く資本の成
 果と見ても差支ない程であるが、かゝる埋立地
 の使用料すら利子の法則に支配せられずして地
 代の法則に支配せられて居る。過去に於ては資
 本たりしも今や資本たるの資格存在を失ひたる
 ものを目して依然として之を資本なりとなし之

爲に基づくものたるを問はず等しき地代を取
 得し得、吾人はベッドフォード・レゼル又はリン
 カンシャー・ウアルツは之れに資本を投ずるこ
 となかりせば殆んど無價値のものたりしなるべ
 しとの理由を以て是等の所有者の所得を地代に
 あらず利潤なりと呼ぶべきべからざるものなり
 とは思惟する能はず。所有者は資本家にあらず
 して地主なり、彼等は資本を手離せり、そは消
 費され破壊されたり、而して再び彼等の手に歸
 るべくもあらず。今や彼等は資本の代りとし
 て、土地が之に人爲的に與へられたる豊度を最
 初より有し居たる場合と同一の原因に支配せら
 れ同一の地代を生ずる所の或る豊度の土地を有
 せるなり (Ibid. p. 430) と。吾人は大體に於て
 此の言に賛成せざるを得ない。これ予が狭義論
 者の非難あるにも拘はらず之に服する能はずし
 て廣義の解釋を採らうと欲する理由の一つであ
 る。

に對する報酬として利子を區別するの不當なる
 ことは右の一例によつても知り得られやうと思
 ふ。此の點に關して再びミルの所説を引用する
 ならば、彼は予が先きに引用した文句の後を承
 けて次の如く云つて居る、「されど改良の中に全
 く投入せられ終りて定期的更新を要せず、一と
 度土地の生産力の永久的増加を來さしむるが爲
 めに費されて復た歸らざる資本に對する報酬は
 全く利潤たるの性質を失つて地代の原則に支配
 せらる。尤も地主は改良よりして支出費用の利
 子以上に所得増加を得ることを期待するにあら
 ずんば所有地改良の爲めに資本を費すことなか
 るべきは事實なり。地主の豫想より見れば此の
 所得増加は利潤と見做さるべし、されど一度
 其の費用を支出して改良をなし終りたる時は此
 の改良されたる土地の地代は何等の改良をも加
 へざる土地の地代と同一の法則に支配せらる。
 豊度の等しき土地はその豊度が自然的なる人

地方の中にて自然的なる部分と人爲に基づく
 部分との分界を知ること能はざるの結果として
 更に狭義説にとつて一の困難な事情が生じて來
 る。それは外でもない、元來土地の生産力なる
 ものは(單に土地の生産力のみと云はず資本及
 び勞力の生産力に就ても同様であるが)それ自
 ら獨力を以て財を生産し得るの力ではなくし
 て、他の生産要素と合力して始めて生産し得る
 の力即ち生産に參與して之に貢獻し得るの力を
 云ふに過ぎないものであるからして、或る生産
 の行はれたる結果として生じたる生産物の中果
 して幾何が土地の生産力に因由して居るかを知
 ることが出来ぬ、況んや其の中の幾何部分
 が、現に土地たるものゝ中の幾何部分に當るや
 を知ること能はざる自然的地方に基因して居る
 かを知るといふことは更に更に不可能なことにな
 つて來る。地代は土地の自然的地方に對する
 報酬なりとなすときは、地代の分量は此の地方

従つて又此の地方に由つて生ずる生産物の分量と或る比例を保たなければならぬ筈であるが、此の標準たるべきものを明かに知ることが出来ないことから見れば此の事は行はるべくもない。かくては折角地代の意義を理論上確立し得ても實際上何等の意義をもなさざることなるのである。狹義説の主張の中に自ら斯る弱點をも包含して居るといふこと、是れ亦予輩が之を棄て、廣義説を採らうと欲する理由の一つである。

加之、論者の論法を一貫せしめやうとすれば單に土地の場合のみならず労働の場合に於ても資本の場合に於ても其の本來の部分と他の生産要素の加はつた部分とを分ち前者に對する報酬と後者に對する報酬とを分つて考へなければならぬことになる。即ち労働殊に熟練労働は過去に於て幾多の資本を投じて現在の美化熟練せる状態に達したるものなるが故に、此の熟練勞

せず苟も現在あるが儘の状態に於ける労働に對して支拂ふ報酬を勞銀と呼び、又資本の中過去の労働に基づく部分と過去の資本に基づく部分とを區別せず苟も現在あるが儘の状態に於ける資本に對して支拂ふ報酬を利子と呼んで居る。若し此の事にして誤謬ならざらむか、固有なると美化改良の結果たるもの如何を問はず又之等の兩部分を區別することなく苟も現に在るが儘の状態に於ける土地に對して支拂ふ所の報酬を指して地代と呼ぶこと何の不可かはあらむや。斯く云へば或は土地に於ても労働や資本に於けると同じく其の生産要素と他の生産要素とが不可分的に結合して居るが故に此の結合せるが儘のものをもとつて獨立の一生産要素と認めるに過ぎないのであつて、實は矢張り土地といふも其の中に資本の混在を是認するに外ならないではないか、と云ふ反對があるかも知れぬ。然し予輩の見る所によれば是は何等土地と資本とを混

働に對して支拂はるゝ所謂勞銀なるものの中に熟練技能の獲得の爲めに要したる過去の資本の利子を含んで居ると云はなければならず、又資本なるものも其の成立の由来を考へるときは土地労働資本の共働の結果に成れるものなるが故に、資本の使用に對して支拂はるゝ所謂利子なるものの中には過去に於て費やされたる労働其の他に對する報酬をも含んで居ると云はなければならぬことになる。されど世間何人か所謂勞銀なるものゝ中生れながらにして具備せる技能即ち不熟練労働（或は熟練労働の中にて不熟練なる部分）のみに對するの報酬を勞銀となして獲得されたる熟練技能に對する報酬たる部分を利子と呼び、所謂利子なるものゝ中其の資本の生産に與られる資本のみに對する報酬たる部分を利子と稱して其の他の部分を勞銀なりと云ふものあらむや。吾人は固有なると獲得の結果たるもの如何を問はず又是等の兩部分を區別

同する所以とはならないのである、何となれば吾人が土地と云ひ労働と云ひ資本と云ふは或る一生産期間に就て考へ一生産期間に關して云爲するのであつて決して數生産期間を通じて考へ又は云爲するのではないからである。何れの生産要素と雖も之を其の成立の始めより今日に至る迄を通じて考へるときは他の部分を交へざる純粹なる獨自の存在を有するものは一としてあることはない、廣義の地代は過去の資本に對する利子を含むが故に不當なりといふのは、恰かも社會主義者が資本は元來土地と労働との共働の結果として生じたるものなりとの故を以て其が獨立の一生産要素たることを否認すると同じく、共に現在の經濟社會を説明することの出来ない不通の議論であつて吾人は到底之を是認することは出来ない。是れ亦予輩が狹義説を採らない理由の一つである。

猶ほ、地代を廣義に解して土地の使用料なり

となすときは土地賃借の行はれざる場合即ち自己所有の土地を自ら使用する場合(例へば自作農の場合)にありては地代なしと云はざるべからざるに至る。同一の土地にてありながら其の所有が他人に屬すると自己に屬するとによりて一は地代を生じ他は地代を生ぜずといふことは是れ甚しき不當ならずや、といふ反對があるかも知れぬ。然しながら予輩は之を以て毫も不當とは認めないのである。反對論者は地代は土地が之を生むものであると考へるのであらうが、予輩は地代は人が之を支拂ふものであると考へる。蓋し地代が生産要素分有の結果として始めて此の經濟社會に生れ出て來るものなること勞銀や利子と毫も異なる所はないからである。思ふに土地・勞働・資本の三生産要素が悉く同一人の手に併有せられて居る時代、凡ての人が自己の使用せむと欲するだけ悉く之を所有して居る場合にありては、土地に對する報酬とか資本に

對する報酬とか又は勞働に對する報酬とかといふものを區別して考へることはない、考へらるゝことは生産に要したる全體の費用、之によつて得らるゝ全體の收穫、並に是等兩者の比較より生ずる純收穫の三者のみである。然るに勞働の不足を補はむが爲めに他人の勞働を使用するに至らむか茲に始めて他人の勞働に對する報酬たる勞銀なるものが生じ、他人の資本を使用するに至つて始めて之れに對して支拂ふべき報酬たる利子なるもの起り、全部又は一部他人の土地を使用する場合に於て始めて之に對して支拂ふべき地代が考慮の中に生れ出づるのである。地代は利子や勞銀と同じく生産要素の所有と使用とが別人に屬するといふ社會的事實から生れ出づるものなのである。尤も今日の如く資本主義・營利主義が普及し凡ての生産が皆一個の企業として行はるゝに至れば、企業の目的たる利潤の獲得殊に最大利潤の獲得なる結果を收め得

むと欲して、凡ての生産要素を併有せる者にあつても、之を自ら利用したる場合に得らるべき生産額と之を他人の生産に提供して得べき報酬とを比較し又は凡ての生産要素をば悉く他人より借用したるものと假想して之に對して支拂ふべき報酬を全生産額の中から控除することゝなるが爲めに、前者の中の或る部分は土地に對する地代に當り或る部分は資本に對する利子に當り又或る部分は勞働に對する勞銀に當ると考へられ、茲に生産要素を併有せる場合にも地代・勞銀・利子なる觀念生じ自己の所有地に對する地代なるものが考へられるに至ることは事實である。然しながら是は必要を充せば即ち足るといふ消極的な主義、即ちゾンバルトの所謂 *Bedarfbedeckungsprinzip* の行はるゝ限りは決して生ぜず、資本主義・營利主義の行はるゝに至つて始めて、他人に支拂はるゝものとしての地代から傳來したものに過ぎないのであつて、それ自ら

の獨自の存在を有するものではない。それは唯支拂はるゝものとしての地代が營利主義なる光に照らされたる場合に生ずる陰影たるのみ。勿論土地の所有に對する報酬として地代に對比すべきもの、地代に相當するものはある、然しそれは地代そのものではない。斯の如くなるが故に、地代を廣義に解する時は自己所有の土地なしと云はざるべからざるの不當に陥る、といふ非難は毫も當らないのである。

以上述べ來りたるが如き理由によつて予輩はリカード以來多數の學者が採り來つたる見解を捨て、アダム・スミスのそれに歸り、地代を廣義に解して、土地の使用に對する報酬として借地人より地主に向つて支拂ふものを地代といふと定義しやうと思ふのである。